

議会運営委員会会議録

平成29年5月15日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:18

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任について
- 5 議会選出各種委員等の選出について
- 6 その他
 - (1) 新議会棟における議事運営について
 - (2) 次回委員会予定 5月18日(木)

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成29年第2回臨時会の提出議案について執行部に説明を求めます。

○総務課長

議案について、お配りしております「議案概要」で説明させていただきます。

「議案第40号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」につきましては、川津地内の国道200号線バイパス本線合流付近で発生した交通事故についてでございます。

この交通事故につきましては、3月議会におきまして、物的損害分については専決処分を行い、人身傷害分については交渉中であると報告しておりましたが、このほど相手方に対し、人身賠償額として101万8689円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

議案第41号から第43号の3件の専決処分の承認につきましては、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案第41号の「飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に伴うもので、市民税の特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額等に係る所得について、申告者が課税方法を選択できるようにするものでございます。

また、固定資産税については、わがまち特例として、課税標準の特例割合を定める規定を創設し、軽自動車税については、グリーン化特例を2年間延長するものでございます。

議案第42号の「飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、均等割、平等割の減額対象範囲を拡大するもので、対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗じる金額を、5割軽減で5千円、2割軽減で1万円引き上げるものでございます。

議案第43号の「飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の扶養手当の支給額の改正にあわせた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定められている扶養親族加算額及び加算対象区分の改正に伴い、補償基礎額の加算額を改定するものでございます。

2ページをお願いいたします。議案第44号の人事議案につきましては、固定資産評価員1名の選任について議会の同意を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考え

ております。

報告第6号と第7号の2件の報告につきましては、「車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」について、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。議案書及び議案付託一覧表(案)をお願いいたします。

議案第40号は経済建設委員会に、41号は総務委員会に、42号は協働環境委員会に、43号は総務委員会にそれぞれ付託していただいております。

次に、人事議案であります議案第44号につきましては、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項2件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。以上、ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議案の付託委員会」については、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定についてご説明いたします。

お手元に配付しております「平成29年第2回 飯塚市議会臨時会会期日程(案)」をご覧ください。

会期につきましては、5月18日から5月23日までの6日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)のとおりと考えております。

なお、18日の本会議開会に先立ちまして、4月1日付で就任されました企業管理者のあいさつ並びに同日付人事異動に伴います部次長以上の職員紹介を受けていただいております。以上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「会期及び会議予定」については、そのように決定いたしました。

次に、「議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任につきましては、18日の本会議におきまし

て、開会、会期決定の後、暫時休憩をいたしまして、代表者会議を開いていただきます。

代表者会議で委員選任にかかる協議を行っていただきました後、現在の委員での議会運営委員会を開催し、選任する委員の確認を行っていただきます。

その後、本会議を再開しまして、飯塚市議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長の指名により、議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任を行っていただきます。

その後、本会議を休憩し、議会運営委員会の正副委員長互選、常任委員会の正副委員長互選を行っていただいております。

なお、それぞれの委員の選出方法等につきましては、お手元に配付しております議会運営委員会・常任委員会委員選出一覧表のとおりとなっております。以上、ご審議方、よろしく願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任」については、そのように決定いたしました。

次に、「議会選出各種委員等の選出」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議会選出各種委員等の選出につきましては、会期中の代表者会議で委員選任にかかる協議を行っていただき、最終日の本会議開会前に開催します議会運営委員会において確認を行った後、本会議において、議長の指名により選出していただいております。

なお、選出を要します委員等につきましては、お手元に議会選出各種委員等選出一覧表を配付しておりますが、任期満了に伴い選出依頼があっている太枠で囲っております箇所となります。

また、関係規程や議会申し合わせ等により充て職としている網かけの箇所についても、役職の交替がありました場合には、議会において選出する必要がございます。

以上、ご審議方、よろしく願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議会選出各種委員等の選出」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議会選出各種委員等の選出」については、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、「新議会棟における議事運営」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

さきの議場等説明会でもご説明しましたが、新議会棟における議事運営について、改めてご説明いたします。

まず、発言につきましては、本会議における発言は従来同様、挙手して自己の議席番号を告げ、議長の許可を得て行っていただきます。

発言の場所ですが、質疑は議席において、一般質問及び代表質問については質問者席から発言をしていただきます。

委員会における発言についても、従来同様、挙手いただき、委員長の許可を得て行っていただくこととなります。

次に、表決につきましては、従来同様、簡易表決を例とし、異議のあるもの及び議長または委員長が必要と認めるものについては、本会議は起立採決とし、委員会については挙手採決と

するものといたします。

最後に、選挙についてです。選挙につきまして、議場で行う選挙のうち、正副議長の選挙については、地方自治法第118条による選挙として、公職選挙法等により無記名投票としておりますので、従来どおり投票により行いますが、新議場においては、従来のように議席において記載をしていただきますと、議席の配置や傍聴席と近接していることなどから、投票の秘密の確保ができないことも考えられますので、選挙の手順を一部変更し、議場演壇に記載台を設け、点呼による指名、投票用紙の受理、記載、投票という方法にさせていただいてはと考えております。以上でございます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

投票の方法ですけれども、少しわかりにくかったんですが、投票しようとする人はどこに行くんですか。前に出て、みんなが見ている前で、みんなから見られる状態で、投票しようとする者の名前を書いて、入れるわけ。質問です、これは。

○議会事務局次長

具体的に説明をさせていただきます。まず氏名を点呼いたしますので、議員のお名前を呼びます。呼ぶと、演台に向かって進んでいただきますと、演台の脇に投票用紙を交付する担当がおりますので、その者が投票用紙をお渡しします。演台に記載台、きちんと囲いのある、投票の秘密が確保できる形で記載台を設けますので、そちらで記載をしていただき、その隣に投票箱を設置いたしますので、そのまま投票していただく。ただ、記載の内容は秘密になりますが、一連の行為は皆さんに見られている状態でしていただくということになります。

○川上委員

私は、議員たるもの、堂々と自分の信念に従って投票を行えばいいというふうに思うんですが、事務局の説明では、自席で行うと狭いので、投票の秘密が侵される可能性があるのではないかと。それを防ぐためにということ言えばね、衆人環視のもとで投票するというのはね、今度は投票の自由に一定の影響を及ぼしかねない。そういう意味では、公正な選挙を行うという点で言えば首尾一貫しない提案だと思いますので、私としては、衆人環視のもとでということがないような形のもをもう少し考えてもらいたいというふうに思います。(発言する者あり)

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:11

再 開 10:17

委員会を再開いたします。

ご異議があるようございますので、次回の委員会で改めて協議することといたします。

本件につきましては、持ち帰っていただきまして、各党派でご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、次回の委員会は、先ほど事務局から説明がありましたように、5月18日、木曜日に開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。